【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 11月2日(木)15時00分

発表項目	令和5年度(2023年度)第2回北海道食の安全・安心委員会
(行事名)	の傍聴者募集について
記者レクチャー の お 知 ら せ	(実施日時) 発 <u>表 者</u>
概要	次のとおり北海道食の安全・安心委員会の傍聴者を募集します。 1 申込方法 「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」と明記のうえ、 郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、北海道 農政部食の安全推進局食品政策課に申込みください。 2 募集期限 令和5年11月10日俭(郵送の場合、当日必着) 3 その他 電子メールで送付する際は、件名に「北海道食の安全・安心 委員会の傍聴希望」と入力してください。
	〈参考〉令和5年度(2023年度)第2回北海道食の安全・安心委員会 (1)日 時 令和5年11月20日(月)13時30分~15時30分(終了時間は予定) (2)場 所 北海道第二水産ビル4S会議室 (札幌市中央区北3条西7丁目1番地) (3)出席者 (委員)北海道食の安全・安心委員会委員 (道側)農政部食の安全推進監ほか関係部局職員 (4)議 題(予定) ・「北海道食の安全・安心条例」の施行状況の検討結果について ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画」の素案について ・「第5次北海道食育推進計画」の素案について
参考	・開催及び傍聴者の募集については北海道のホームページでもお知らせしています。(URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/68085.html)・詳細は別紙のとおりです。
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	北海道食の安全・安心委員会の傍聴者募集の周知について、お願いします。
他のクラブとの関係	同 時 配 付 (場所) 同 時 レ ク
担当	農政部食の安全推進局食品政策課調整係(小林、福士)

(連絡先) TEL ダイヤルイン 011-204-5427 内線 27-653

北海道食の安全・安心委員会傍聴者の募集について

令和5年(2023年)11月2日 北海道農政部食の安全推進局食品政策課

北海道食の安全・安心条例(平成17年北海道条例第9号)第28条に基づき、知事の附属機関として設置された北海道食の安全・安心委員会の令和5年度(2023年度)第2回の委員会を開催しますので、傍聴を希望される方は次の方法により応募してください。

記

- 1 令和5年度(2023年度)第2回北海道食の安全・安心委員会
 - (1)日時令和5年(2023年)11月20日(月) 13:30~15:30(終了時間は予定)
 - (2)場 所 北海道第二水産ビル4S会議室 (札幌市中央区北3条西7丁目1番地)
 - (3) 出席者 北海道食の安全・安心委員会委員 北海道農政部食の安全推進監ほか関係部局職員
 - (4)議 題(予定)
 - ・「北海道食の安全・安心条例」の施行状況の検討結果について
 - ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画」の素案について
 - 「第5次北海道食育推進計画」の素案について

2 傍聴者の募集

(1) 応募方法

傍聴を希望される方は、<u>「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」</u>と明記し、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、郵便番号・住所・氏名・職業及び電話番号・FAX番号を記載の上、下記の申込先に御応募ください。

なお、電話による申し込みは受け付けていません。 (電子メールで送付する際は、題名を「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」としてください。)

(2)締 切 令和5年(2023年)11月10日(金) ※郵送の場合、当日必着

[申込先]

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係 あて

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

3 傍聴者の決定

傍聴者の方には前日(19日)までに入場券を送付いたしますので、受付の際に入場券をご提出ください。

会場の都合により、傍聴の申込者が多数の場合には、抽選により傍聴者を決定します。

※ 抽選にもれた方には、連絡をいたしませんので、ご了承願います。

4 留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意 向等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会場内では、ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着装などの行為はできません。
- (4) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、北海道食の安全・安心委員会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会議の秩序を乱したり、議事進行を妨害するようなことはできません。
- (6) 傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
- (7) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

[お問い合わせ先]

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-204-5427 FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

食品政策課ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/68085.html